

- 1 会議名 総務・産業建設常任委員会協議会
- 2 日時 平成29年12月7日(木)
午前11時20分～午前11時40分
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席委員 (委員長)大野慎治、(副委員)櫻井伸賢
(委員)塚本秋雄、相原俊一、榊谷規子、関戸郁文、伊藤隆信
- 5 説明員 総務部長 山田日出雄、建設部長 西垣正則、
協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松
浩、同統括主査 宇佐見信仁、行政課長 中村定秋
- 6 事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主事 高山智史
- 7 報告事項

(1) 広告付防災情報等電柱看板に関する協定について

協働推進課長：資料に基づいて説明。

伊藤委員：経費はいくらくらいか予想できるか。

協働推進課長：看板の制作費は、巻き広告と横に掲げる袖広告の2種類があるのだが、協定を結んだことで、一宮市ではパンフレットによると、特別な割引がある場合は、巻き広告が7千円、袖広告が1万円。割引なしだと、巻き広告1万円、袖広告1万3千円である。

伊藤委員：それは電柱1本につきということか。

協働推進課長：そのとおりである。

塚本委員：市道であれば、道路占用料を徴収しているはずだが、この協定によって占用料はどうなるのか。

建設部長：電柱に広告がついてもつかなくても、占用料は変わらない。また、減免規定があるのは、例えば信号機等で、(電柱)看板については規定されていない。

櫻井副委員長：協定は既に結んだのか、これから結ぶのか。

協働推進課長：この報告が終わり次第、速やかに締結したいと考えている。

櫻井副委員長：現在、岩倉市内にこのような看板はひとつもないのか。

協働推進課長：似たものは既にある。ただしこの協定を結ぶことで、市が認めた内容ということで、業者は広く広告を募集できるものとする。

榊谷委員：協定を結ぶ相手方は、NTTの関連会社か。

協働推進課長：中部電力(株)とNTT西日本が所有する電柱を管理するグループ会社と聞いている。

榊谷委員：広告を出す会社について、協定先が決めるだけで、市は意見できない

のか。

協働推進課長：広告主について、公序良俗に反しないという法令を遵守することがひとつ。また、協定の中に岩倉市の広告掲載要綱第3条第1項の各号に掲げるものでないことを挙げている。

梶谷委員：広告掲載要綱を把握していないが、その中には消費者金融や青少年の健全育成を阻む会社等の明記はされているか。

協働推進課広報情報グループ統括主査：広告掲載要綱には、消費者金融やたばこ等、具体的に記載されている。

大野委員長：目標設置数はいくつか。

協働推進課長：目標値は掲げていない。募集してもなかなか難しいのが現状とは聞いている。協定締結後は、協定に掲げた看板が増えるよう努力していきたい。

大野委員長：協定締結後、実際に看板が設置されるのは、いつになるか想定しているか。

協働推進課広報情報グループ統括主査：スポンサーがすぐに現われるかどうかによるので、時期についてはいつとは言えない。

(2) その他

特になし

8 その他

梶谷委員：交通安全街頭指導について、年度後半は開始時刻の午後5時半は既に真っ暗で、さらに非常に冷え込む。冬場の夕方の街頭指導については検討していただきたいと思う。

総務部長：年末の特別な街頭啓発と認識している。警察との協議も必要なので現時点でお答えすることは難しい。意見は伝える。しかし、通勤帰りの方にお疲れ様と声をかけていただいたような話も聞いており、また警察からは朝だけでなく夕方・夜も実施してほしいと要望を受けているところなので、全体的に考えて判断していく。

大野委員長：梶谷委員が言いたいのは、夜の街頭指導は、同じ時間でも夏季の方が、ライト点灯等も啓発の効果があるということ。時期を改めてはどうかという意見だと思うので、お願いしたい。

総務部長：時期については、年末の特別（啓発）ということもあるので、ご理解をいただきたい。明日も実施するが、この時期に実施することの意味もあるので、防寒対策をしっかりとお願いしたい。意見については一度、検討する。